

## 引き取り手の見つからないご遺体

日本では、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」という明治32年に制定された法律が今なお現役で運用されています。簡単に言えば、行旅病人とは行き倒れてまだ存命の人、行旅死亡人とは行き倒れて亡くなった人で、引き取り手のない人のことです。

平成20年頃までは、「引き取り手のないご遺体」と言えば、そもそも身元不明のものが多かったそうです。ところが近年、身元は判明しているに引き取り手が見つからないご遺体が増えてきているのだそうです。

その背景は、自治体が戸籍を調査しても、親族が誰もいないケースもありますが、それ以上に、親族はいたけれど、出来ることなら何とかしたいがお金を払えないから引き取れないと断られるケース、そもそも関わり合い自体を拒絶されるケースの方が多いとのことです。

この法律の他に、日本では人が亡くなった後には必ず火葬・埋葬を行わなければならないので、「墓地埋葬等に関する法律」（昭和23年制定）第9条において、「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。」とされ、さらに同条第2項では「前項の規定により埋葬又は火葬を行ったときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定を準用する。」として、最終的には火葬・埋葬を市区町村が行い、その費用を相続人等から弁償してもらえないときは、都道府県が負担するという取り決めになっています。

このように、最終的に引き取り手がなくても、市区町村の職員の方々（生活保護の担当者が兼務している自治体が多いそうです）と、市区町村から委託された葬儀社の方々が、「引き取り手のないご遺体」をきちんと火葬し、納骨までしてくれるというセーフティネットがあるのだということを理解した上で、今後、このようなご遺体が急増したとしたら、自治体の仕事量も予算も膨大なものになってしまわないかと心配になります。

まず、身寄りのないご遺体が葬儀社に運ばれたときから、戸籍調査をして相続人の存否を明らかにし、相続人にご遺体引き取りを打診するまでの間、ご遺体は葬儀社で安置しつけなければなりません。その後、自治体主導で火葬を行ったとしても、多くの自治体ではご遺骨を数年間は保管してから、合葬の永代供養墓に合祀するのだそうです。

こうしたご遺体のことだけではなく、借りていた住み家の処分、家財道具の処分、生活を営むために必要だった各種契約の解約など、関係者それぞれがその処遇に困り果てることになるでしょう。

「死んだら自分はもう分からないんだから、どうにでもしてくれ！」ということが、実はどんなに無責任なことか。終活を学ぶ皆様には、ぜひこの現実を知っていただきたいと思います。

